

介護分野就職支援金のご案内

介護職の「介護分野就職支援金」とは

- ▶ 熊本県内の介護保険サービスの事業所で、介護職員として就職するための準備に必要な費用について、最大20万円をお貸しします。
- ▶ 熊本県内の介護保険サービスの事業所で、2年間介護職員の業務に従事することで、返還（返済）が全額免除されます。ただし要件を満たさなくなった場合は、ただちに返還となります。

貸付金は
次のような費用に
ご利用いただけます。

※詳細は下記のお問い合わせ先にご確認ください。



求職活動中、子どもを預けるために要した費用



就労に備えて受講した介護に関する研修会の受講料や参考図書の購入費



就職に伴い、発生した転居費用



通勤用自転車・バイク等の購入費



介護ウェアなどの業務用被服購入費

ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「介護分野就職支援金」の対象となります。

- (1) 公共職業訓練又は求職者支援訓練による介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修を受講し、修了した方（※）
- (2) 熊本県内の介護保険サービス事業所に就労した又は就労を予定している方
- (3) 介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (4) 介護職員再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

返還の免除について

以下の全ての要件を満たした場合、返還の免除申請が可能になります。

- ① 熊本県内の介護保険サービス事業所で、介護職員の業務に継続して2年間従事する。
- ② ①の要件を満たすまでの間、毎年度初めに現況報告を行う。
- ③ ①の要件を満たすまでの間、住所や就労先等に変更があった場合は、届出等をもれなく行う。

返還について

上記「返還の免除要件」を満たさない場合は、貸付金を返還していただきます。なお、故意に返還を滞納していると認められる場合は、法的手続きを検討します。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター（TEL 096-322-8077）

※ 利用条件等については各都道府県で異なる場合があるため、詳細は上記お問い合わせ先にご確認ください。

申請～決定～貸付までの流れ

1 申請

申請に必要な下記の書類を準備してください。

- (1) 第1号様式 貸付申請書
- (2) 第2号様式 利用計画書
- (3) 第3号様式 個人情報の取り扱いについて（同意書）
- (4) 第4号様式 公共職業訓練又は求職者支援訓練修了証明書
- (5) 第5号様式 就労証明書
- (6) 借入を申請する方（介護職員として就労するご本人）の住民票
※発行から3か月以内のもの。
- (6) 連帯保証人となる予定の方の所得証明書
※所得と収入の両方が記載されたもの。源泉徴収票及び課税台帳記載事項証明書は代用不可。
※自営所得等、給与以外の所得がある場合は、確定申告書等のコピーを併せて提出する必要があります。
- (7) その他、本会が必要と認める書類（該当者のみ）

※書類の不備や不足があった場合は、再提出していただきます。

※提出期限までに再提出されない場合、受付できませんのでご注意ください。



2 審査

提出書類を熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）で審査を行い、貸付の可否が決定し次第、申請者へ通知します。

なお、審査の結果によっては貸付できない場合もあります。



3 貸付決定

〔貸付を承認した方〕

- 貸付決定の通知に、借用証書や「貸付の手引き」、その他提出していただく様式等を同封しますので、通知や手引きの説明に従い、必要な書類を揃え、県社協へ提出してください。
- 「貸付の手引き」には、貸付後に必要となる手続きについての説明や、返還が免除になるまで、提出が必要なる様式の原本を収録しているため、紛失しないでください。必要な様式の提出がない場合は、貸付金の全額が返還となりますのでご注意ください。

〔貸付が不承認となった方〕

貸付不承認通知書を送付します。



4 送金（貸付）

- 県社協は、提出された様式などに不備がないかを確認し、貸付決定者が指定した振込先口座に貸付金を送金します。
- 貸付金の送金日は、別途文書にて通知します。